

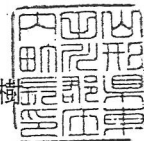


総 発 第 4 4 9 号

平成 2 9 年 2 月 6 日

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史 殿  
庄内町監査委員 石 川 保 殿

庄内町長 原 田 眞 樹



定期監査の結果に係る措置について（通知）

平成 28 年 12 月 16 日付け監発第 69 号にて提出のありました平成 28 年度定期監査報告書に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

区 分	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
総務課	(1) 危機管理係は前年度から職員 1 人減となっているが、危機に備える態勢として整っているのかどうか、人員の配置を再考されたい。	<p>平成 27 年度から、現行の危機管理担当主幹、危機管理係 2 名、非常勤嘱託職員である危機管理専門員及び交通安全専門指導員の体制（主幹職を含め 5 名体制）により、業務を執り行っています。</p> <p>今年度、平成 29 年 1 月 1 日現在の本町の正規職員数は 245 名の体制であり、加えて非常勤嘱託職員（平成 29 年度からは一般職非常勤職員に変更予定）及びパートタイム職員等の配置により、すべての職場について、対応しているところです。</p> <p>限られた職員配置により効率的に業務を進めることが肝要であることから、課内等における応援・協力体制を整備することにより、体制整備を図っていきます。</p>
	(2) 立川支所係は、窓口業務の占める割合がかなり大きい。職員が今年度 1 名減の 2 名となっているが業務量を考慮し、職員の適正な配置を検討されたい。	<p>平成 28 年 4 月より、正規職員が 1 名減員となり、支所係 2 名及び臨時職員（年度途中よりパート職員）1 名の体制により業務を執り行っています。業務内容的に、窓口業務について一定量があることから、税務町民課兼務の職としているところです。</p> <p>(1)と同様、限られた職員配置により効率的に業務を進めることが肝要であることから、課内等における応援・協力体制を整備</p>

		することにより、体制整備を図っていきます。
税 務 町民課	(1) 全部で4つある納税貯蓄組合に対する補助金は、将来、人員、加入率の減少が見込まれる中で、個人情報保護、納税の公平性、口座振替推奨の観点から、このまま継続か廃止も含めて考え方を整理し、検討されたい。	現在、各納税貯蓄組合の課題と今後の意向について調査を実施しています。その回答結果を踏まえ、検討いたします。
保 健 福祉課	(1) 庄内町社会福祉協議会に対する庄内町社会福祉協議会補助金について、人件費の補助基準を明確なものに設定するよう検討されたい。	人件費の補助基準については、詳細な基準設定がされていなかったため、補助要綱の見直しを検討し、平成29年度予算から対応することとします。
	(2) 庄内町社会福祉協議会と町の仕事の棲み分け（責務）で、何をすべきなのかを協議検討されたい。	現在まで委託できる事業は委託してきた経過があるが、棲み分けが不十分とされるのであれば、再度事業ごとに社会福祉協議会と確認作業を行い協議していきます。
	(3) 学童保育に使用する施設の今後のあり方について、学校、教育委員会と小学校の使用について前向きに考えられたい。	老朽化に伴う学童保育所の整備について、教育課と保健福祉課子育て応援係で学校施設の活用も含めて検討しています。
建設課	(1) 京田川堤防除草委託事業の作業単価の見直しを、継続して山形県に協議要望されたい。	作業単価の増額見直しについて、担当課である庄内総合支庁河川砂防課に協議・要望を継続して行います。
	(2) 団地集会所建物（南町、緑町、新広町）を近隣集落に使用許可しているが、他集落では殆んどが自助で建設管理していることから、公平性の観点で運営を改善されたい。	この建物は住宅団地の共同施設として整備し、有効活用の面から地元集落への使用を許可しています。今後、関係集落と譲渡を前提に話し合いを行い、公営住宅の耐用年数30年を経過した段階で用途廃止していく予定です。
教育課	(1) 余目第三幼稚園の駐車可能台数が少ないため、有事の時、引渡し場所が確保しにくい状況にある。安全確保のため駐車スペースの拡張を検討されたい。	隣接している余目第三小学校の築山周辺環境整備と併せて、一体的な整備の検討を図っていきます。
社 会 教育課	(1) 避難所に指定されている余目第一公民館及び余目第三公民館の敷地出入口については、それぞれ、隣接道路から1か所あるが、2か所必要と感じる。改善を検討されたい。	余目第一公民館については、県道余目加茂線に直接車が入り出できる出入口は1箇所しかない状況にあります。ただし、北側駐車場から西側農道への出入口は、建設当初から設置されており、未舗装の農道で距

		<p>離は有るが当該県道に出ることが可能となっています。余目第一公民館の敷地は、県道余目加茂線に直接接しておらず、当該県道との間に、道路排水路、土地改良区管理の用水路及び農道（南側駐車場の場合は更に農地）が介在しており、これらの施設の占用許可等を要し、その構造等の問題や設置後の管理を含め多くの課題があり、出入口の増設は難しいものと考えています。</p> <p>余目第三公民館については、建設当初から南側の廿六木新道側に裏門が設置されています。敷地内を県道余目松山線に通り抜けする車等があり、駐車場内及び施設の安全対策として車止を設置していますが、必要な場合は出入りが可能となっています。</p>
--	--	--